

## ● 2級実技受検料 若年者減免対象の要件 が 変わります

### 2級実技受検料 若年者減免対象の要件

変更前 35歳未満



変更後 **25歳未満** かつ **雇用保険被保険者**

減免を受ける方は、雇用保険の加入が確認できる書類として **給与明細の写し、会社様発行の在職証明書、受検者ご本人様の雇用保険被保険証等の写し（コピー）** いずれか1点の提出 が必要となります。  
申請時に提出がない場合は、減免できませんのでご注意ください。  
受検予定者に減免対象者がいる場合は、お早めにご準備ください。

## ● 雇用保険被保険者証 について

雇用保険被保険者証は、雇用保険に加入していることの証明書 として、雇用保険加入時にハローワーク（公共職業安定所）から発行される書類（※イメージ図 参照） です。  
会社様が社員様をご採用された日の翌月10日までに 雇用保険被保険者資格 取得届 をハローワークに提出し、ハローワークは 雇用保険被保険者証 を発行しています。  
発行後は会社様に保管しているケースも少なくありません。  
被保険者証を会社様で保管するか、社員個人様の管理に委ねるかは、会社それぞれにより異なります。  
社員個人様にて管理されている場合で、雇用保険被保険者証 を紛失している場合は 再発行 が 可能 です。  
詳しくは お近くのハローワーク へ お問い合わせください。

### イメージ図

この書類のコピー  
をご提出下さい

# 「職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（案）」の概要

## 1 改正の背景・理由

国が行う技能検定実技試験手数料の減免措置の対象が、これまでの2級又は3級の実技試験を受検する35歳未満の者から、2級又は3級の実技試験を受検する25歳未満の雇用保険被保険者に変更されることに伴い、職業能力開発促進法施行条例施行規則について所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

(改正前)

対象者	減免額	実技試験手数料 (減免後)
① 3級を受検する35歳未満の在校生等 <sup>注1</sup>	15,100円	3,100円
② 2級又は3級を受検する35歳未満の者 (①を除く)	9,000円	9,200円
③ 3級を受検する在校生等 <sup>注1</sup> (①を除く)	6,100円	12,100円
④ その他の者	-	18,200円

(改正後)

対象者	減免額	実技試験手数料 (減免後)
① 3級を受検する <u>25歳未満の在校生等<sup>注1</sup></u> <u>かつ雇用保険被保険者<sup>注2</sup></u>	15,100円	3,100円
② 2級又は3級を受検する <u>25歳未満の雇用保険被保険者<sup>注2</sup></u> (①を除く)	9,000円	9,200円
③ 3級を受検する在校生等 <sup>注1</sup> (①を除く)	6,100円	12,100円
④ その他の者	-	18,200円

※ 「改正前」「改正後」とも、①②は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者を除く。

(注1) 在校生等

職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発総合大学校の訓練生（短期間の訓練課程の訓練を受けるもの及び事業主に雇用されるものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに準ずる教育施設の生徒若しくは学生

(注2) 雇用保険被保険者

技能検定の受検申請時に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者

## 3 施行期日

令和4年4月1日（令和4年度前期技能検定から適用）